

学校児童生徒ノーマスク！勝利の方程式

2021.6.25

呉市議会議員 谷本誠一

sss2001@nifty.com 090-7777-4768

1. 「要望書」と「宣言書」の違い

①要望書＝マスク選択自由化、常時ノーマスク等、学校或いは教育委員会全体で取り組んで欲しいと要望

※実現しない

【理由】文科省通知 新型コロナウイルスに関する衛生管理マニュアル（2021.4.28）
体育（部活を含む）を除き原則マスク着用

②宣言書＝個々（保護者と児童生徒）が決意表明

※実現→個々を増やす。

2. マスクの弊害を示す

①マスクが感染予防効果があるとのエビデンス（科学的根拠）を文科省は示せず

②マスクの弊害を示す学説等の資料を提出

3. ノーマスクを阻止できない法的根拠を示す。

①マスク着用を義務付ける法律がない（人権蹂躪＝憲法違反となるため立法化は不可）

②文科省通知の位置付け＝単なるお願い（マスクが感染予防になると信じているだけ）

③マスク着用の可否の決定権は保護者にあることの認識を共有

④マスクを強制すれば刑法223条の強要罪に該当することを知らせてもらう。

4. ノーマスク児童への差別・偏見を防止するのは学校や教育委員会の責務

①新型コロナウイルス感染症対応学校運営ガイドライン（2021.2.19 改訂）に、「差別や偏見は許されない」と記述

②ホームルームで担任教諭が児童生徒に対し、ノーマスクを説明＝虐め対策

③他の保護者からの差別と偏見に屈しない。

④フェイスシールドやアクリル板で仕切った場所への移動→差別

⑤音楽の時間にマスク着用→ノーマスクを徹底＝マスクを持参しない。

※給食当番と自身が風邪以外はマスクを着けない。

5. 家族一致が基本

①我が子が同級生の同調圧力に負けたら宣言は不可

②夫婦のどちらかが足を引っ張ると不可

③5歳少女、10歳少年によるノーマスク訴え動画を家族で視聴し、話し合う。

6. 宣言の手順「ノーマスク学校生活宣言」

